

林地開発許可申請の手引き（令和5年2月）の主な改正点について

主な改正点は下記のとおりです。

記

1. 降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備

- 開発区域の下流地域に土砂災害警戒区域等が含まれる場合には、適切な対応策を行うこと。
- 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立法メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立法メートル、それ以外の場合では400立法メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。
- 周辺に人家等の保全対象がある場合、排水施設の断面の設計雨量強度について、20～30年確率を採用すること。
- 河川等の管理者が必要と認める場合、洪水調整池の設計雨量強度について、50年確率を採用すること。
- 洪水調節施設の余水吐の能力は、200年確率で想定される雨量強度を採用すること。

2. 防災施設等の施工後の管理

- 完了確認後の周辺地域への土砂流出等の防止を図るため、整備した防災施設（排水施設や洪水調節池等）が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の維持管理方法について明らかにすること。
- 緑化措置について、植生が定着しないおそれがある場合、一定期間の経過観察を行った上で完了確認を行う。

3. 地域の意見の反映

- 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、必要に応じ地域の合意形成等の促進を目的とした法制度等の活用を行うこと。

※ 詳細については、「林地開発許可申請の手引き（令和5年2月 長崎県農林部林政課）」をご確認ください。